

○農林水産省
環境省令第 号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四条第一項第十一号の規定に基づき、農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

環境大臣 浅尾慶一郎

農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令

農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（令和五年農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規

定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>農業取締法（以下「法」という。）第四条第一項第十一号に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げるときとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該農業の原料のうち農業原体を除く部分における別表第一に掲げるいずれかの物質の含有量が、当該農業の全重量の〇・一パーセント以上であるとき。</p> <p>三 当該農業が、別表第二に掲げるいずれかの物質を有効成分として含有するものであるとき。</p> <p>別表第一 （略）</p> <p>別表第二</p> <p>一 アルファー・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン</p> <p>二 一・三・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ二・三・三・三・四・七・七―ヘキサヒドロ―四・七―メタノール―四―インデン（別名クロルデン）</p> <p>三 ガンマー・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン（別名リンデン）</p> <p>四 〇・〇―ジエチル―〇―（四―ニトロフェニル）ホスホロチオアート（別名パラチオン）</p> <p>五 〇・〇―ジメチル―〇―（四―ニトロフェニル）ホスホロチオアート（別名メチルパラチオン）</p> <p>六 水銀及びその化合物</p> <p>七 水酸化トリシクロヘキシルスズ（別名シヘキサチン）</p> <p>八 テカクロロペンタシクロ〔五・三・〇・〇〕―三・六・〇三・九・〇画―テカン―五―オン（別名クロルテコン）</p> <p>九 テトラエチルピロホスフェート（別名TEPP）</p> <p>十 N―（一・一・二・二―テトラクロロエチルチオ）―四―シクロヘキセン―一・二―ジカルボキシミド（別名ダイホルタン又はカブタホルル）</p>	<p>農業取締法（以下「法」という。）第四条第一項第十一号に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げるときとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該農業の原料のうち農業原体を除く部分における別表に掲げるいずれかの物質の含有量が、当該農業の全重量の〇・一パーセント以上であるとき。</p> <p>（新設）</p> <p>別表 （略）</p> <p>（新設）</p>

- 十一 トデカクロロペンタシクロ〔五・三・〇・〇^{二・六}・〇^{三・九}・
〇^{四・八}〕デカン (別名マイレックス)
- 十二 二・二・二トリクロロ一・一ビス (四一クロロアエ
ニル) エタノール (別名ケルゼン又はシロホール)
- 十三 一・一・一トリクロロ一・二ビス (四一クロロアエ
ニル) エタン (別名DDT)
- 十四 二・四・六トリクロロアエニル一^四ニトロアエニルエ
一テル (別名CNP又はクロロニトロアエン)
- 十五 二・四・五トリクロロアエノキシ酢酸 (別名2, 4, 5
一I)
- 十六 砒酸鉛
- 十七 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一六・七一エポキ
シ一・四・四^a・五・六・七・八・八^a一オクタヒドロ一エ
キソ一・四一エンド一五・八ジメタノナフタレン (別名テ
イルドリン)
- 十八 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一六・七一エポキ
シ一・四・四^a・五・六・七・八・八^a一オクタヒドロ一エ
ンド一・四一エンド一五・八ジメタノナフタレン (別名エ
ンドリン)
- 十九 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一・四・四^a・
五・八・八^a一ヘキサヒドロ一エキソ一・四一エンド一五・
八ジメタノナフタレン (別名アルドリン)
- 二十 六・七・八・九・十・十一ヘキサクロロ一・五・五^a・
六・九・九^a一ヘキサヒドロ一六・九メタノ一・四・三一
ベンゾジオキサチエピンニ一オキシド (別名ベンゾエピン又
はエンドスルファン)
- 二十一 ヘキサクロロベンゼン
- 二十二 ベーター一・二・三・四・五・六一ヘキサクロロシクロ
ヘキサン
- 二十三 一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロ一三^a・四
・七・七^a一テトラヒドロ一四・七一メタノ一一日インデン
(別名ヘプタクロル)

二十四	ペンタクロロニトロベンゼン (別名PCNB又はキントゼン)
二十五	ペンタクロロフェノール (別名PCP)
二十六	ペンタクロロベンゼン
二十七	トリクロロ-1,1,1-ジメチル-2,2,2-メチレンビスフェノール [1,1,1-トリクロロ-2,2,2-トリメチルプロパン] (別名トキサノール)
二十八	メトキシ [1,1,1-トリクロロ-2,2,2-トリメチルプロパン] (メトキシプロピル) エチル]ベンゼン (別名メトキシクロル)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。